

仕 様 書

件 名

ふ卵機の購入

納入期限

平成 26 年 12 月 19 日

仕 様

1. 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、新設のふ卵機を購入し、機器の搬入作業、据付設置を含むものとする。

(2) 適応法令規格等

本装置の仕様は、関係法令に適用するものとする。

(3) 納入機器

ふ卵機（セッター及びハッチャー）は新品とし、規格等は機能証明書提出時に最新の方式に限るものとする。

(4) 納入場所

東京都青梅市新町六丁目 7 番 1 号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎

2. ふ卵機：数量及び仕様

(1) 数 量

セッター 2 台

ハッチャー 1 台

(2) 仕様等

別紙のとおり

3. 設置場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅庁舎 受託孵卵舎

4. 設置作業等

(1) 既設ふ卵機の解体・搬出・処分を行うこと。

(2) 機器の搬入等

機器の搬入に当たっては、下記の事項を遵守すること。

① 本体、周辺に損傷を与えないように慎重に実施すること。

② 損傷の恐れがある場合、保護を講じること。

③ 機器搬入後、搬入保護材等を速やかに撤収し、清掃を行うこと。

④ 機器搬入後、不要となる梱包材等は、適切な方法で処理すること。

(3) 据付作業

機器の設置場所は、財団職員の指定する場所に設置すること。電気配線、水道配管、床面傾斜の調整作業、ふ卵機の据付作業を行うこと。また、ハッチャーについては、排気ダクトの設置工事も据付作業に含まれるものとする。据付時に疑義が生じた場合は、

財団担当職員と協議の上実施するとともに、下記の事項を遵守するものとする。

- ① 日々の作業に当たっては、事前に財団担当職員の指示を得て、指定された時間に作業を実施すること。
- ② ふ卵機の据付は、補強金具等を用いて水平かつ堅固に固定すること。
- ③ 機器の組立完了後については、台車等がスムーズに格納できるように床面をモルタル等で凹凸を無くすこと。又、必要に応じてスロープ等を設けること。
- ④ 設置作業終了は動作確認を行い、正常に稼動することを財団監督員の確認を得ること。
- ⑤ 設置スケジュールについては、履行期限内で受託者の納入期日を確認後、財団監督員とスケジュール調整を行い、概ね、撤去・機器組立後、正常動作確認までの作業を2週間以内とすること。
- ⑥ ふ卵機稼動開始後、故障等により運転停止の事態が生じた際は、2日以内に修繕等の適切な処置を完了させることができること。

(4) その他

作業に際し災害の防止、作業中の安全確保、及び環境保全のための関係法令の記述に従い留意すること。

5. 提出書類

納入機器の仕様書の一覧、取扱説明書、簡易にまとめた機器配置図及び配線図を電子媒体にて提出すること。

6. 支払方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い。合格と認定した後、支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. 疑義の解釈

本仕様に定めない事項については、財団担当職員と協議の上実施するものとする。

8. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9. 連絡先

東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 担当：松本

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474